



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

## Press Release

富山労働局発表  
令和5年6月30日

### 【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室  
室長 山越立  
室長補佐 河合いずみ  
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

## 富山県最低賃金の改定審議が始まります！！

### ～富山労働局長が「富山地方最低賃金審議会」に諮問～

1 富山地方最低賃金審議会（会長 ながお はるあき 長尾 治明 富山国際大学名誉教授）は、令和5年7月3日（月）午後1時30分より、富山労働局において、令和5年度第2回富山地方最低賃金審議会を開催し、富山県最低賃金の改定に向けた今年度の審議を実質的に開始します。

2 同審議会では、富山労働局長（よしおか かつとし 吉岡 勝利）は、同審議会に対し、富山県最低賃金の改定について調査審議を求めます。

同審議会は、専門部会を設置し、中央最低賃金審議会が取りまとめる「目安」を参考として改定額を審議する予定であり、8月上旬を目途に答申を取りまとめる見込みとなっています。

なお、8月上旬に答申があった場合、改定された富山県最低賃金は、諸手続を経て、10月上旬に発効することとなります。

3 現在の最低賃金は時間額908円（令和4年10月1日発効）で、富山県内の事業場で働く全ての労働者（約45万人）が適用を受けています。

### 記

- 日時 令和5年7月3日（月） 午後1時30分 より
- 場所 富山労働総合庁舎5階 大会議室（富山市神通本町1-5-5）
- 備考 審議会開始の10分程度前に入場いただくようお願いします。

**取材方、どうぞよろしくお願ひいたします。**

富山県における最低賃金の改正等の状況

最低賃金件名		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率
富山県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額	712円	1.71%	728円	2.25%	746円	2.47%	770円	3.22%	795円	3.25%	821円	3.27%	848円	3.29%	849円	0.12%	877円	3.30%	908円	3.53%
	発効日	H25.10.6		H26.10.1		H27.10.1		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R1.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.1	
洋紙、板紙、学用紙製品製造業最低賃金	日額	5,637円	—	5,637円	—																
	時間額	705円		705円																	
	発効日	—		H27.3.24(廃止)																	
高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業最低賃金	日額	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—										
	時間額	753円		753円		753円		753円		753円											
	発効日	—		—		—		—		H29.11.29(廃止)											
アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金	時間額	779円	0.52%	779円	—	781円	0.26%	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—
	発効日	H25.12.28		—		H27.12.26		—		—		—		—		—		—		—	
玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	時間額	810円	0.75%	820円	1.23%	833円	1.59%	846円	1.56%	864円	2.13%	885円	2.43%	907円	2.49%	912円	0.55%	934円	2.41%	960円	2.78%
	発効日	H25.12.1		H26.11.19		H28.3.11		H28.12.10		H29.12.17		H30.12.13		R1.12.11		R2.12.19		R3.12.24		R4.12.25	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	750円	0.67%	760円	1.33%	772円	1.58%	786円	1.81%	800円	1.78%	823円	2.88%	849円	3.16%	851円	0.24%	879円	3.29%	910円	3.53%
	発効日	H25.12.21		H26.12.11		H27.12.30		H28.12.24		H29.12.22		H30.12.26		R1.12.19		R2.12.18		R3.12.24		R4.12.22	
百貨店、総合スーパー最低賃金	時間額	770円	—	790円	2.60%	800円	1.27%	810円	1.25%	820円	1.23%	840円	2.44%	860円	2.38%	865円	0.58%	890円	2.89%	915円	2.81%
	発効日	—		H26.11.15		H27.12.18		H28.12.18		H29.12.6		H30.11.30		R1.12.5		R2.12.9		R3.12.26		R4.12.28	
自動車(新車)小売業最低賃金	時間額	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—
	発効日	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	

※ 黄色網掛けは当該年度に改正されたものを示す。

## 最低賃金改定手続の流れ(イメージ)

